令和７年度事業報告
（令和７年７月１日～令和８年６月３０日）

Ⅰ　概況

一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第８７条の規定に基づき内閣総理大臣の認定を受けた認定資金決済事業者協会であり、前払式支払手段の発行の業務又は資金移動業の適切な実施を確保し、並びにこれらの健全な発展及び利用者の利益の保護に資するという目的を達成するため、自主規制規則の制定・改正及び周知をはじめ、資金決済法等に関する照会・相談・指導、会員調査、苦情及び紛争への対応、資金決済法の法令等に関する普及・啓発、資金決済業に関する調査研究、資金決済法の法令・事務ガイドライン及び関係法令等の改正に関する当局との折衝・意見書の提出等、様々な事業活動を行っている。

令和７年６月６日に成立した「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」は、１２月１７日にその施行に伴う政令・内閣府令、事務ガイガイドライン等の改正案が公表され、パブリックコメントを経て、８年６月１日から施行・適用となった。

前払式支払手段は、便利で身近な決済手段として国民生活に広く浸透してきており、６年度の年間発行額は３３兆８，５０６億円と前年度比１３．２％の増加となっている。

また、資金移動業への参入は８年６月３０日現在８１社が登録され、６年度の総取扱金額は、１４兆１，８７４億円と前年度比３３．７％増と引き続き高い成長を遂げている。

８年６月３０日現在の会員は３３３社（第一種会員２６１社（前払式支払手段発行者２０６社、資金移動業者７８社（第一種と第二種を併営する者６社、第一種のみを業として営む者１社、第二種のみを業として営む者７１社)、うち両事業を営む者２３社)、第二種会員（７２社））となった。

Ⅱ　取引の適正化と利用者等保護への取組

１．登録申請、変更届出、基準日報告書及び社内規則等に係る相談・指導等

会員の行政への報告・届出や社内規則等に係る相談・指導等は、協会の重要な事業活動の一つとして定着しており、７年度は９６件の変更届出書、基準日報告書、保全契約届出、廃止等届出書及び利用規約・加盟店規約・業務委託契約等に係る相談・指導等を行った。

２．自主規制規則・協会ガイドラインの改正

７年１月の金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告を踏まえ、前払式支払手段の寄附への利用にかかる前払式支払手段に関する内閣府令及び事務ガイドラインが改正（７年１１月１８日施行・適用）されたことに伴い、法律顧問と連携し、第２１回自主規制委員会（８年３月１０日）で審議を行い了承を得て、第１７７回理事会（８年３月２７日）の承認を受けて、協会の「自主規制規則・協会ガイドライン」の見直しを行った。

３．オンラインカジノに係る賭博事犯防止のための取組状況等についてのアンケートの実施

７年５月、金融庁及び警察庁連名で、協会を通じ、会員（第一種会員）に対して、イ）日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪であることについて利用者へ注意喚起すること、ロ）オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための決済等のサービス利用を禁止している旨を利用規約等で明らかにすること、ハ）利用者が国内外のオンラインカジノで決済を行おうとしていることを把握した場合に当該決済を停止すること、などオンラインカジノに係る賭博事犯の発生を防止するための取組を実施するよう要請がされた。

当該要請を踏まえ、会員（同）の取組の状況等を把握し、また、有効な取組の事例等を還元することで、会員（同）の取組の促進につながることを期待し、更に、当協会として会員（同）の取組や課題・問題点を収集・分析し、本業界全体の底上げとなる取組についての検討につなげるため、７年８月、コード決済５社渉外部門と連携し、会員（同）に対し「オンラインカジノに係る賭博事犯防止のための取組状況等について」のアンケートを実施した。

コード決済５社渉外部門と連携して、アンケート結果の会員（同）への還元の方法等について検討を行い、「金融犯罪対策のための幹事会」にも報告の上、８年３月１３日に警察庁及び金融庁を講師に招き、第７４回セミナー「オンラインカジノに係る賭博事犯防止のための対応」を開催するとともに、アンケート結果を参考資料として会員（同）に還元した。また、セミナー終了後に、本対応にかかる事業者の課題感、問題意識等について、金融庁・警察庁、コード決済事業者・ブランドプリペイドカード発行者・海外送金事業者（10 社）を交え、意見交換を行い、その「議事要旨」を会員に共有した。

４．資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関する取りまとめ・公表

協会においては、２年１２月に、会員である資金移動業者が提供する資金移動サービスを銀行口座と連携する場合において、資金移動業者側が不正防止のために講じるべき措置の考え方及び具体例等を示した「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン」を、また、３年４月に、第三者が権限なく利用者の意思に反して資金移動サービスを不正利用したことにより被害が生じた場合の補償方針等を示した「資金移動サービスの不正利用防止に関するガイドライン」を策定・公表した。さらに、会員である資金移動業者に対し上記のガイドラインの趣旨に沿った対応の実施を求めるとともに、３年４月以降、四半期ベースで資金移動業者における不正取引の発生状況・補償状況等について協会への報告を求めたところである。

会員である資金移動業者において、様々な不正防止策の実施やモニタリング態勢の高度化とともに、不正利用が発生した場合の補償方針を策定・公表し、補償方針に沿った補償を実施していること等を踏まえ、利用者が資金移動サービスを安心して利用してもらうための利用者向けの広報活動の一環として、金融庁と緊密に連携し、所要の手続を経た上で、資金移動サービスにおける不正取引の発生状況及び被害が発生した場合の補償状況等を取りまとめて、７年９月２２日に２年１０月から７年３月末までの状況について、８年６月２４日に２年１０月から７年９月末までの状況について協会ホームページで公表した。

５．詐欺被害防止のための消費者向けの注意喚起・啓発活動

資金決済サービス（「○○Pay」など）のウェブサイトを装った偽のウェブサイト（フィッシングサイト）等で窃取した顧客情報（ログインＩＤやパスワード等）による資金決済サービスでの不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が報告されている。

このため、７年９月４日、協会ホームページのトピックスに、「資金決済サービス（「○○Pay」など）を利用する皆様へ　不正アクセス・不正取引の被害への注意喚起と大切な資産を守るためのお願い」として、留意事項を掲載した。

なお、掲載にあたっては、コード決済５社渉外部門及び「金融犯罪対策のための幹事会」でも検討を行った。

６．「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について（要請）」に係る依頼について

７年９月に預金取扱等金融機関向けに発出された「法人口座及びインターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」における振込名義変更による暗号資産交換業者及び資金移動業者の事業性口座（資金移動業者が資金移動業に係る顧客からの入金に用いる口座をいう。）への送金停止等の要請に対する金融庁からの協力依頼として、金融機関から照会があった場合には真摯に応じるなど、金融機関が実施する対策強化の取組への協力について、会員（資金移動業者）へ周知した。

また、本件に関し、預金取扱等金融機関の業界団体等から金融庁に対し、資金移動業者が金融機関に開設する事業性口座の特定を求める要望が寄せられ、金融庁より、個別金融機関から個別資金移動業者への照会が多数発生する非効率を回避することにより資金移動業者にとっても利点のある取組として、協会で資金移動業者の事業性口座情報（①金融機関コード、②支店コード、③口座科目、④口座番号）を取りまとめ、業界団体等への情報提供の依頼があった。

このため、預金取扱等金融機関への事業性口座情報の提供意向（協会経由を希望する/しない）を確認し、９月３０日、協会経由を希望した資金移動業者（５０社）については、協会から業界団体等宛てに資金移動業の事業性口座情報を送付した。その後、金融庁から口座名義人(カナ)等の追記依頼があり、該当資金移動業者に追加情報提供を依頼し、１０月３１日に業界団体等に提供した。

７．「ガソリンスタンドにおける国際ブランド機能付きカード決済の適切なモニタリングのお願い」について

会員から、協会に対し、北関東を中心としたセルフ式ガソリンスタンド（以下「セルフ SS」という。）において、国内発行の国際ブランド機能付きデビットカード・プリペイドカードを用いた、同一利用者による大量かつ連続的な取引（給油・注油）が数日から数か月間にわたって行われる事案の情報提供と会員への注意喚起の依頼を受けた。

このため、７年１０月１７日、当該会員と協働して、セルフ SS での給油前にカードの有効性を確認するための少額のオーソリゼーション（いわゆる「1 円オーソリ」）について、商習慣

や運用の特性を十分に理解いただき、安全・安心な決済サービスの提供のため、AML/CFT 対策に止まらず広く金融犯罪対策としての適切なモニタリング態勢の構築、利用制御の徹底及び利用者への取引状況の確認等により、利用者の保護を図るとともに不正者を利する行為を抑止いただくよう注意喚起の文書を作成し、会員（第一種会員）にメール配信した。

なお、発出にあたっては、「金融犯罪対策のための幹事会」でも検討を行った。

８．下請法・下請振興法の成立に伴う改正事項説明会

７年５月１６日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月２３日に公布された。本改正法は８年１月１日から施行され、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」（下請法）は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となる。

金融庁から、７年９月１０日に金融機関向けに下請法（取適法）・振興法の改正事項について、他の業界団体と共同の説明会が開催される旨の連絡を受け、協会の会員に参加を案内するとともに、説明会の録画を参加者へ配信（視聴可能１か月）した。

９．警視庁防犯アプリ「デジポリス」導入促進への協力について

警視庁は、昨年から急増している警察官を名乗るオレオレ詐欺など特殊詐欺の電話は、国際電話番号で架かってくる傾向にあることから、警視庁の防犯アプリ「デジポリス」に国際電話番号等がブロックされる「国際電話番号ブロックシステム」を搭載した。

特殊詐欺被害に遭わないための対策の一つとして参考にするため、１２月１６日、協会ホームページのトピックス及び会員サイトのインフォメーションに警視庁の啓発画面へのリンクＵＲＬを掲載し、消費者・会員の役職員に周知した。

10. 警視庁「社長・上司を装ったメール」への注意喚起の協力について

警視庁から、最近「社長や上司の名前をかたった不審なメールが社員に送信されてきた」という事案が急増し、被害も発生していることから、注意喚起に関する情報提供があったことから、８年１月２０日、協会ホームページのトピックス及び会員サイトのインフォメーションに警視庁の啓発画面へのリンクＵＲＬ及び警視庁作成のポスターを掲載し、消費者・会員の役職員に注意喚起を行った。

11. 警察庁による「警察庁推奨アプリ」の周知について

警察庁において、特殊詐欺被害防止対策として、犯人からの電話を直接受けないための対策を推進するため、「警察庁推奨アプリ」について発表があったことから、８年３月６日、協会ホームページのトピックス及び会員サイトのインフォメーションにリンクＵＲＬを掲載し、消費者・会員の役職員に周知を行った。

12. アカウント売買等に関する注意喚起について

預金口座の悪用を止めるために、預金取扱金融機関と金融庁・警察庁が連携し、全国銀行協会が中心となり、預金口座の売買等が違法であることを国民に周知するための官民一体・業界横断的な広報コンテンツを作成し、広報したことも踏まえ、８年４月２４日、協会ホームページの「重要なお知らせ」に「アカウント売買等に関する注意喚起～送金アプリや電子マネーのアカウントを他人に売らない・貸さない・渡さない」を掲載し、本人確認をして登録した送金・決済サービス（〇〇Pay など）のアカウントを、他人に売る・貸す・譲ることは犯罪であり、軽い気持ちで渡したアカウントが、特殊詐欺などの犯罪に使われるおそれがあることの注意喚起を行った。

13. 地下送金抑止への取組

５年３月以降、外国人労働者の母国への送金業務を主として取り扱っている複数の資金移動業者が集まり、協会及び金融庁も参加し、地下送金等に関する情報共有・意見交換、地下送金の抑制策等について検討を行ってきている。

８年２月５日、警察庁と協会（事務局、法律顧問、上記資金移動業者代表）との意見交換を行った。警察庁からは「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」の説明、協会からは地下銀行を使った地下送金の現状と課題及び提言案、地下送金抑止の取組（地下送金撲滅ポスター、在留外国人の国外送金に関する実態調査2025年結果報告書の概要）を説明した。

Ⅲ　資金決済業者の経営基盤強化への取組

１．資金決済業に係る金融庁との意見交換会の開催

平成２３年５月に始まった会員（第一種会員）と金融庁との意見交換会は、本年度も引き続き開催された。

(1) 第３０回資金移動業者関係（７年１１月１８日オンライン開催）

金融庁側から、総合政策局長をはじめ、総合政策局の参事官、リスク分析総括課長、総合政策課長、資金決済参事官、資金決済業調整官、国際資金洗浄対策室長、金融犯罪対策室長、参事官（サイバーセキュリティ担当）、企画市場局の参事官、デジタル・分散型金融企画室長及び関東財務局の金融監督官、担当課長、東京財務事務所次長等が出席し、協会側からは、資金移動業者の会員各社（７４社）及び協会事務局が出席した。

意見交換会では、総合政策局長の挨拶に続き、総合政策課長から「金融行政方針の公表について」、企画市場局の参事官から「２０２５年改正資金決済法を踏まえた政府令・事務ガイドライン等の改正について」及び「２０２５事務年度金融行政方針（企画市場局分）について」、資金決済参事官から「２０２５事務年度における資金移動業者等のモニタリングについて」、国際資金洗浄対策室長から「ＦＡＴＦ勧告１６（クロスボーダー送金）改訂の公表について」、金融犯罪対策室長から「犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対

面の本人確認方法の見直し）について」、「「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2025 年６月）」の公表について」、「「疑わしい取引の参考事例」の改訂について」及び「振込名義変更による金融機関口座宛送金等への対応について」、サイバーセキュリティ担当参事官から「サイバーセキュリティに関する取組について」の説明があり、その後、意見交換が行われた。

また、協会において、意見交換会における金融庁説明、参加会員の質問等及び質問等に対する金融庁の回答を議事録として取りまとめて、参加会員及び金融庁との調整を経て、８年１月７日に会員に配信した。

(2) 第３１回前払式支払手段発行者関係（７年１２月９日オンライン開催）

金融庁側から、総合政策局参事官をはじめ、リスク分析総括課長、総合政策課長、資金決済参事官、資金決済業調整官、金融犯罪対策室長、国際資金洗浄対策室長、参事官（サイバーセキュリティ担当）、検査監理官、企画市場局の参事官、デジタル・分散型金融企画室長及び関東財務局の金融監督官、担当課長、東京財務事務所次長等が出席し、協会側からは、協会理事及び委員会委員である前払式支払手段発行者の１３社及び協会事務局が出席した。

意見交換会では、総合政策局参事官の挨拶に続き、総合政策調整官から「金融行政方針の公表について」、企画市場局参事官から「前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正について」及び「２０２５事務年度金融行政方針（企画市場局分）について」、資金決済参事官から「２０２５事務年度の前払式支払手段発行者等のモニタリング等について」、金融犯罪対策室長から「高額電子移転可能型前払式支払手段発行者におけるマネロン等対策について」、国際資金洗浄対策室長から「ＦＡＴＦ勧告１６改訂（”other types of payment or value transfer”のために使用されるクレジットカード・デビットカードまたはプリペイドカード取引）について」、サイバーセキュリティ担当参事官から「サイバーセキュリティに関する取組について」及び検査監理官から「金融機関の内部監査高度化について」の説明があり、その後、意見交換が行われた。

また、協会において、意見交換会における金融庁説明、参加会員の質問等及び質問等に対する金融庁の回答を議事録として取りまとめて、参加会員及び金融庁との調整を経て、８年２月２４日に会員に配信した。

(3) なお、資金移動業者との意見交換会において、金融庁から金融ＩＳＡＣの「日本の金融機関のためのＰＱＣ移行ガイド」に耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行の全体像が示されているので、当該ガイドも参考にしながら、着実に準備を進めていただきたい旨の発言があり、協会として、金融ＩＳＡＣからＰＱＣ移行ガイドを提供いただき、１１月２６日、会員（第一種会員）にメール配信で共有した。

２．金融庁事務ガイドラインの改正等への対応

(1) 前払式支払手段の寄附への利用について

① ７年１月に公表された金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報

告を踏まえ、７年７月４日、一定の要件の下で、前払式支払手段を用いた寄附を可能とするための前払式支払手段に関する内閣府令及び事務ガイドラインの改正案がパブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。「資金決済法に関するフォローアップ委員会」での議論、会員からの意見等をもとに政策委員会で検討を行い、了承を得た上で、７月３１日に金融庁に提出した。１１月１７日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。（１１月１８日から施行・適用）

また、１１月１８日、前払式支払手段を用いた寄附を受領できる者（適格寄附金受領者）の指定に向けた募集が公表されたことから、会員に対し、提案があれば金融庁宛てに直接提出願う旨の周知を行った。

② ８年１月９日、金融庁から、国・地方公共団体・認可法人以外の者であって、一定の要件を満たす者を、前払式支払手段を用いた寄附を受領することができる者（適格寄附金受領者）として指定する「前払式支払手段に関する内閣府令第二十三条の三第二項第一号ニ及びホの規定に基づき適格寄附金受領者を指定する件」（案）が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施したところ、意見の提出はなかった。３月１２日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

(2) 令和７年資金決済法改正への対応について

① 「クロスボーダー収納代行」への資金移動業の規制の適用については、会員の事業への影響が広範囲に及び得ることに鑑み、政府令改正案がパブリックコメントに付されていない段階ではあるが、法律顧問から、これまで金融庁から説明があった内閣府令の改正（案）の内容や意見交換を踏まえて、あくまで現状の説明者の理解として、１１月２５日、会員に説明会を開催した。

８年２月５日、既存資金移動業者に対するクロスボーダー収納代行規制の適用（経過措置）についての金融庁の見解について、金融庁と調整の上で「周知文」を作成し、会員（資金移動業者）に共有するとともに、法律顧問から、会員（同）への説明会を開催した。

また、下記②のとおり政府令等の改正案がパブリックコメントに付されたことから、３月１９日にあらためて法律顧問から会員への説明会を開催した。

② １２月１６日、金融庁から、７年６月６日に成立した「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）の施行に伴い、「令和７年資金決済法改正に係る政令・内閣府令等の改正案」が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見等については、フォローアップ委員会の委員に報告し意見を伺った上で取りまとめ、政策委員会の委員の了承を得た上で、１月１６日に金融庁に提出した。

５月２２日に、「資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第 66 号）

の施行期日を定める政令」が公布され、また、同日付で金融庁から「令和７年資金決済法改正に係る政令等」の改正（案）のパブリックコメントの結果等が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。なお、改正後の資金決済法、政府令等及び事務ガイドライン等は、８年６月１日から施行・適用となった。

また、６月１日に、改正法の施行に伴い、資金移動業者に関する内閣府令の別紙様式、資金移動業履行保証金規則様式及び前払式支払手段に関する内閣府令の別紙様式の一部が改正されたので、協会ホームページに掲載するとともに、会員に周知した。

併せて、これらの法令・事務ガイドラインの改正内容や留意すべき事項等をパブリックコメントへの回答を交え、金融庁の担当官から説明を受ける第７５回セミナーを６月１９日に開催した。

（主な改正内容）

・クロスボーダー収納代行（国境を跨いで行う収納代行）のうち、為替取引規制の適用を除外する類型を定める。
・改正法による新たな資産保全方法（履行保証人債務引受契約、履行保証人保証契約及び履行保証金弁済信託契約）に関して、契約を締結できる履行保証人適格者の範囲、契約の内容等を定める。
・第一種資金移動業者が、保全すべき利用者資金の全額につき改正法による新たな保全方法により保全を行い、かつ、早期確実な弁済体制を備えている場合にあっては、二月を超えない期間において為替取引に関する債務を負担することができること等を定める。

(3) ７年７月１０日、国家サイバー統括室（ＮＣＯ）から、ＤＤｏＳ攻撃事案及びランサムウェア事案が発生した場合における関係省庁への報告等に利用可能な共通様式（案）が策定され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員の意見をもとに政策委員会の委員の了承を得た上で、８月８日にＮＣＯに対し意見を提出した。９月２５日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

(4) ８年１月９日、金融庁から、「地方公共団体が受領する貸付金元利収入等の支払いに前払式支払手段を用いることについての考え方」（案）が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見等については、政策委員会の委員の了承を得た上で、２月９日に金融庁に提出した。３月１２日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

(5) 証券口座への不正アクセス事案を踏まえた「事務ガイドライン」の改正案について

金融庁は、今般の証券口座への不正アクセス事案を踏まえ、７年１０月１５日に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行ったほか、１２月８日に「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正案のパブリックコメントを開始した（８年

２月２７日から適用)。

さらに金融庁は、顧客とインターネット取引を行う他業態においても、同様の観点から監督指針等の見直しが必要として、パブリックコメント開始前の段階において、「事務ガイドライン」（資金移動業者関係、前払式支払手段発行者関係）の改正案が提示されたことから、１２月１７日に会員（顧客とインターネット取引を行う第一種会員）に共有するとともに改正案について意見募集を実施した。

会員（同）から寄せられた意見等について、８年１月６日に金融庁に提出するとともに、２月１３日に金融庁から回答の提出があったため、会員（同）に共有した。また、会員（同）から当該回答への趣旨確認があり、２月１９日に金融庁からの回答を会員（同）に共有した。さらに資金移動業関係の追加質問等について３月11日に金融庁からの回答を会員（同）に共有した。

なお、７年７月２８日の金融庁・警察庁からの「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化について」（要請）について、８月に会員（同）から募集した意見・相談への金融庁からの回答について、８年１月に、参考資料として、要請文（案）時点での他業態からの意見・質問等に関する金融庁からの回答も入手して、あわせて会員（同）に提供した。

８年３月３０日、事務ガイドライン（前払式支払手段発行者関係、資金移動業者関係）の一部改正（案）が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見等については、政策委員会の委員の了承を得た上で、４月３０日に金融庁に対し意見等を提出した。

(6)「重要インフラ統一基準（案)」について

７年５月にサイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）が改正され、サイバーセキュリティ戦略本部は、新たに、重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保に関し政府機関が実施する施策についての統一的な基準である「重要インフラ統一基準」を作成することとされた。８年４月２１日、ＮＣＯから「重要インフラ統一基準（案)」が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員の意見をもとに政策委員会で検討を行い、了承を得た上で、５月１５日にＮＣＯに対し意見等を提出した。

３．マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応

(1) 経営陣向けマネロン説明会の開催

７年１０月６日、金融庁の金融犯罪対策室長から、資金移動業者の経営陣向けに、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題」と題し、①2025事務年度の金融行政方針、②口座不正利用対策に係る要請文のアップデート、③今後のマネロン等及び金融犯罪対策における経営陣の皆さまに期待される役割について説明があり、その後、質疑応答が行われた。会員（資金移動業者及び高額電子移転可能型前払式支払手段発行者）のマネロン担当役員やシニアマネジメント層77社137名が参加した。

なお、参加いただけなかった役員のため、１１月４日まで説明会の動画をアーカイブ配信した。

(2) ＦＡＴＦ勧告１６改訂説明会の開催

７年6月１８日、「Payment Transparency に関するＦＡＴＦ勧告１６の改訂」が公表されたことから、７月３０日、金融庁による説明会を開催した。会員（資金移動業者）１３社が参加した。

また、本改訂を踏まえたガイダンス策定等にあたっての実態把握として、１０月に金融庁からの質問事項への回答を会員にお願いした。あわせて、ＦＡＴＦガイダンス策定等に向けた継続的な議論に協力いただいける会員を募集し、１１月１０日、金融庁と会員（同）４社とのヒアリングを実施した。

その際、会員からＦＡＴＦ勧告１６改訂の内容、影響範囲についての質問が寄せられたことを踏まえ、１１月１９日、金融庁による「ＦＡＴＦ勧告１６改訂説明会」を開催した。今般の改訂は、国内取引における「カードによる財・サービスの購入」に対しても影響するため、前払式支払手段発行者にも参加をお願いした。１０３社２８０名が参加した。

なお、ＦＡＴＦは、８年6月２４日に「ＦＡＴＦ改訂勧告１６ガイダンス案」（原題：Draft Recommendation 16 Guidance for consultation）と題する市中協議文書（８月２１日期限）を公表したことから、会員に対し周知を行った。

(3) マネロン等対策の有効性検証に係る事例収集への協力依頼

金融庁は、７年 3 月に「マネロン等対策の有効性検証に関する対話のための論点・プラクティスの整理」を公表するとともに、実際の取組事例をまとめた「マネロン等対策の有効性検証に関する事例集（以下、事例集）」が公表された。

７年１０月、金融庁より、金融機関等における取組をより一層促進すべく、事例集の更新が予定されており、今回の更新に際しては資金移動業者や暗号資産交換業者の事例を掲載したいとして、会員の資金移動業者へ事例収集の協力依頼があり、１２社から事例が提出された。

８年3月３１日、金融庁からこれまで実施してきたモニタリング等で把握した預金取扱金融機関・暗号資産交換業者・資金移動業者等の事例を反映した事例集の改訂版が公表されたことから、会員に対し周知を行った。

(4) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正について

８年1月１９日、金融庁から、金融機関等における基礎的な態勢整備が概ね完了した中、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策強化やＦＡＴＦ第五次審査のメソドロジー等、足許の金融機関を取り巻く環境変化等を整理し、金融機関等におけるマネロン等リスク管理態勢の維持・高度化の促進のための「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正（案）が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会

員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見等については、政策委員会の委員の了承を得た上で、２月１８日に金融庁に対し意見等を提出した。３月３１日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

４．犯罪収益移転防止法等への対応

⑴　１１月２７日、国家公安委員会において毎年作成・公表することとされている「犯罪収益移転危険度調査書（令和７年版）」が公表されたことから、記載内容の更新や充実が行われた主な事項を明記し、会員に対し周知を行った。また、１２月２日、警察庁のホームページに「犯罪収益移転防止法の概要」が掲載・公表されたことから、見直しが行われた箇所を明記し、会員に対し情報提供を行った。

⑵　１２月５日、警察庁から、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い確認方法の廃止等の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施した。会員から寄せられた質問・意見等については、政策委員会の委員の了承を得た上で、１２月２５日に警察庁に対し意見等を提出した。３月９日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

⑶　８年２月２７日、警察庁から、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」として取引時確認等の義務を不要とする取引に、専修学校に置かれる専攻科に対する入学金や授業料等の支払に係る取引を加えることとする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施したところ、意見の提出はなかった。４月１５日にパブリックコメントの結果が公表されたことから、会員に対しその内容について周知を行った。

⑷　「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 34 号）」が８年６月１０日に公布され、そのうち、預貯金通帳、為替取引カード等及び高額電子移転可能型前払式支払手段利用情報等の不正譲渡等に対する罰則、並びにこれらの行為の勧誘又は誘引行為及び本人特定事項の不実告知の罰則の引上げやいわゆる「送金バイト」に対する罰則の創設に係る規定は７月１０日から施行されるため、6 月１２日に会員に対しその内容の周知を行った。

併せて、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会において、預貯金通帳の不正な譲渡等及びいわゆる「送金バイト」に係る行為が違法であることの周知に関する附帯決議が付されていることも踏まえ警察庁及び金融庁において広報資料が作成されたので、会員に対し当該罰則規定に関し、これら広報資料を活用するなどして広報啓発を進めていただけるようお願いした。

５．個人情報保護法への対応

(1) 個人情報保護委員会から「個人情報保護法 いわゆる３年ごと見直しの制度改正方針」に関する資料が公表されたことから、８年１月２２日、会員に対し情報提供を行った。

なお、７年３月、金融庁を通じ、個人情報保護委員会から「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方について」が公表されたのを受け、会員に対し、いわゆる３年ごと見直しに関する論点や考え方等について、意見や感想等を募集し、４月に金融庁を経由し個人情報保護委員会へ提出した。当該意見等は、８年１月９日の個人情報保護委員会に、同委員会事務から報告がなされている。

(2) 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の一部改正（案）について

６年の特殊詐欺、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の認知件数・被害額が前年を大きく上回るなど、被害が深刻化（７年に過去最多を更新）している状況を踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」において、犯罪者グループによる被害金の出金を防ぎ被害回復を図るため、預金取扱金融機関間において不正利用口座に係る情報を共有しつつ、速やかに口座凍結を行うことが可能となる枠組みの創設について検討するものとされたことを受け、犯収法施行規則の改正が行われる予定である。同改正後の犯収法施行規則の規定に基づく他の預貯金取扱事業者への不正利用口座情報の提供が、個人情報保護法第１８条第３項第１号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、本人同意を得ることなく実施可能であることを明確化するため、８年５月１３日、個人情報保護委員会及び金融庁より「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（「利用目的による制限」）の一部改正（案）が公表され、パブリックコメントに付されたことから、会員に対し意見募集を実施したところ、意見の提出はなかった。

６．外為法等への対応

(1) 拡散金融リスク評価書の公表について

１２月２２日、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が「拡散金融リスク評価書」について、「ＣＰＦＳＥＳの内容の追記」、「国連安保理決議第 2231 号に関する内容の追記」、「露朝間の連携に関する内容の追記」、「北朝鮮 IT 労働者や北朝鮮サイバーアクターによる活動の内容の追記」などの内容を一部更新した「拡散金融リスク評価書（令和６年 12 月）」を、財務省ホームページにて公表されたことから、会員に対し周知を行った。

(2) 「外為法令等の遵守に関するガイドラインの対応例及び不備事例について」に関する説明会について

財務省及び各財務局は、改正外為法（令和６年４月施行）に基づき、外国為替取引等取扱業者遵守基準への遵守状況等を確認するための外国為替検査を順次実施した。態勢が一定程度向上してきた一方で、なお対応が不十分な点も確認されているため、外国為替取引等取扱業者の態勢整備を更に促進する観点から、外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵

守に関するガイドラインの「対応が求められる事項」の「対応例（最低限の水準)」を示すとともに、外為検査で検知された「対応が不十分な事例」（主なもの）が整理され取りまとめられたことから、８年５月２９日に会員に周知した。また、６月２３日に、財務省において当該事例集に係る説明会が開催され、当協会からも、会員である外国送金を取り扱っている資金移動業者が参加した。

７．金融分野における金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習及びガイドラインへの対応

(1) 平成２７年７月、金融庁では「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定し、その取組の一環として、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、平成２８年から毎年「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」を実施している（元年度から前払式支払手段発行者及び資金移動業者も参加)。

７年度においては、最新の脅威動向を踏まえつつ、経営層、システム部門を含む複数部署（総合企画部、広報等）に跨る実際のインシデント発生時に想定される社内外の情報連携や初動対応、サイバー攻撃に係る分析、封じ込め・根絶対応、顧客対応、復旧対応等が検証できるものとし、また、主にシステム部門において、必要に応じて外部委託先とも連携しつつ、インシデント発生時に必要となる技術的対応が検証できるものとすることとされた。金融庁から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者に対して、協会を通じ参加要請を行うよう依頼があったことから、協会において、複数の会員に対し参加への働きかけを行い、７年１０月に会員（１２社）が金融業界横断的サイバーセキュリティ演習（Delta Wall 2025）に参加した。

８．国家サイバー統括室（ＮＣＯ）から提供されるサイバー攻撃の動向等の会員への情報提供及び全分野一斉演習への対応

(1) ４年６月に開催されたサイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」が改定され、金融分野において銀行、保険、証券に加えて、主要な資金移動業者及び主要な前払式支払手段発行者（以下「主要な資金決済業者」という。）が重要インフラ事業者に追加された。主要な資金決済業者が重要インフラ事業者に追加されたことに伴い、協会が資金決済セプター（主要な資金決済業者で構成）の事務局の役割を担うことになり、ＮＣＯが主催する全分野一斉演習に関与することとなった。

このため、６年度に続き、７年８月、金融庁及びＮＣＯから、協会を通じ、会員である主要な資金決済業者に対し、７年度全分野一斉演習及び疑似体験プログラムへの参加募集の案内依頼があり、当該会員に募集要項の送付及び参加募集の案内を行ったところ、当該会員から全分野一斉演習への参加の申込みが１１社、疑似体験プログラムへの参加の申込みが９社あった。１１月１２日に全分野一斉演習が実施され、当該会員２０社が参加した。

(2) ７年１１月、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（Ⅳ．3.4)」における情報共有体制の強化を通じた重要インフラ防護能力の維持・向上を図るための訓練として、重要インフラ事業者（１５分野２１セプター)、セプター事務局（業界団体)、重要インフラ

所管省庁、ＮＣＯが参加するセプター訓練において、ＮＣＯから送付される訓練情報（注意喚起）の疎通状況の確認を行う疎通訓練を行った。

(3) ＮＣＯは、各重要インフラ分野に共通して求められるサイバーセキュリティの確保に向けた取組を「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」として取りまとめている。ＮＣＯから、重要インフラ事業者に対し、重要インフラにおけるサイバーセキュリティ確保に係る安全基準等の浸透状況を確認するために、６年度に続き、資金決済セプターについて「重要インフラにおける安全基準等の浸透状況等に関する調査（７年度)」について金融庁を通じて協力依頼があったことから、１０月、主要な資金決済業者である会員に対し、調査票及び関係資料を送付し、調査への協力依頼を行った。

９．内部監査高度化懇談会報告書の説明会

６年９月に金融庁が公表した「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート(2024)」の中で、内部監査に関するモニタリング結果や国際的な動向も踏まえて、「現状と課題」の更新（段階別評価の見直しを含む）の必要性等を検討していくこととされたことを受けて、金融庁において、７年１月から５月まで５回にわたり「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」が開催された。この懇談会には、金融庁及び日本内部監査協会の他、当協会を含む１２の業界団体がメンバーとして参加して、①段階別評価（４段階）の水準感と実務上の課題、②内部監査の目指すべき段階とそれを実現するための留意点について議論された。

この懇談会での議論の参考とするため、協会は、会員(第一種会員)の内部監査態勢の実態を把握すべく、「内部監査態勢に係るアンケート」を実施した。

６月２０日に金融庁から「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025)」が公表されたことを受け、８月８日、会員（同）を対象に内部監査高度化懇談会報告書の説明会をオンライン形式で開催した。金融庁総合政策局検査監理官から金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書について、協会事務局から内部監査態勢に係るアンケート結果の還元を行った。会員（同）９６社２５８名が参加した。

10.「全銀ネット有識者会議」、「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」等への対応

(1) ７年４月、2029 年に予定している次期ＡＰＩゲートウェイの稼動も見据えた追加機能及び資金移動業者の全銀システムへの参加促進に向けた対応について議論するとともに、全銀ＥＤＩシステムを前提とした請求・決済データ連携のユースケースについて議論するため、前年度の二つのワーキンググループが統合され、「全銀システム高度化・決済データ連携促進に関するワーキンググループ」が設置された。

７年７月、全銀ネットにおいて、「全銀システム高度化・決済データ連携促進に関するワーキンググループ」が開催され、事務局から、全銀システム高度化に関して、今年度の検討体制、ＡＰＩゲートウェイ及び第８次全銀システムの開発進捗状況、ロードマップ、「資金決済システムの将来像に関するスタディグループ」（以下「将来像ＳＧ」という。）における

議論の状況等について説明・報告があり、意見交換が行われた。また、同様に、請求・決済データ連携に関して、全銀ＥＤＩシステムの状況や政府・関係省庁における議論の状況、全銀ネットにおける取組等について説明・報告があり、意見交換が行われた。

⑵　８年２月１６日、「全銀ネット有識者会議」が開催され、協会はメンバーとして参加した。全銀ネット事務局から、今年度、将来像ＳＧが検討している全銀ネットの将来像を取りまとめた「報告書（案)」について、現在、全銀システムがサポートできていない新機能については、現行の全銀システムの改修や機能追加ではなく、全銀システムとは別に、「新たな決済システム」の構築に向けて検討を具体化していく方向性であることなどの説明があり、意見交換が行われた。

協会からは、①現行の「全銀システム」については、参加資格の拡大により資金移動業にも開放され、現在、会員１社が接続していることへの謝意及びあらたに加盟を希望する資金移動業者がある場合のお願い、②「新たな決済システム」の方向性については賛同した上で、新たに構築する決済システムは、資金移動業者にも選択肢となり得るような「機能」、「基盤」となることを強く希望、③そのためにも、今後の検討体制については、これからの資金決済環境の変化への対応、利用者ニーズ、国際競争力、参加事業者の対応コスト低減などの観点も含め、預金取扱金融機関以外の資金移動業者等の幅広い関係者の意見も適切に反映される運営を要望した。

⑶　８年３月１９日、将来像ＳＧの検討内容を取りまとめた報告書「資金決済システムの将来像に関するスタディグループにおける検討結果」が策定、公表された。

本報告書には、現行の全銀システムとは別の「新たな決済システム」を構築すること、新たな決済システムの基本構想として、事前口座確認、着金確認、エイリアス送金、ＱＲコード送金や支払リクエスト等利便性の高い多様な機能の実装、マネロン規制強化やＦＡＴＦ勧告１６改訂への対応などを含む主要論点および検討結果が取りまとめられている。

このため、４月２１日に、当協会会員を対象に、全銀ネットから講師を招いて「資金決済システムの将来像に関するスタディグループにおける検討結果」の説明会を開催した（６７社２３０名参加)。

全銀ネットでは、「次世代資金決済システム準備室」を設置（4 月１日）し、将来像ＳＧにおける議論を継続して、幅広い関係者と連携しながら、新たな決済システムの構築に係る検討を着実に進めていくこととしている。

また、８年５月２８日開催の将来像ＳＧの会合から、当協会はあらたにメンバーとして、議論に参加することとなった。このため、将来像ＳＧで当業界の意見・要望等を適切に発信するため、全会員に参加を募集の上、同月、当協会事務局に会員と連携して将来像ＳＧへの対応を検討する「将来像ＳＧ検討会」（メンバーは、会員１６社及び当協会法律顧問）を設置し、５月２１日に第１回、６月１６日に第２回の会合を開催した。今後、引き続き会員と連携して、将来像ＳＧに適切に対応していく。

11. 中央銀行デジタル通貨（ＣＢＤＣ）への対応

(1) ８年２月２日、第 10 回「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」が開催され、協会はメンバーとして参加した。事務局からＣＢＤＣに関して、実験用システムの構築と検証の状況やＣＢＤＣフォーラム（７つのＷＧ）における議論の状況、ＣＢＤＣを巡る海外の動向、ＣＢＤＣフォーラムの今後の運営等について、また、財務省から「ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」における検討状況等について、それぞれ説明があり、メンバーとの間で質疑応答・意見交換が行われた。

(2) ８年５月２９日、第 11 回「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」が開催され、協会はメンバーとして参加した。事務局からは実験用システムの構築と検証の状況、また、今後は、ＣＢＤＣフォーラム（７つのＷＧ）を３つのディスカッショングループ（ＤＧ）に再編統合して議論をすること、財務省からは「ＣＢＤＣに関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」における検討状況等について、それぞれ説明があり、メンバーとの間で質疑応答・意見交換が行われた。また、金融庁から「決済高度化プロジェクト（ＰＩＰ）」について説明があった。

(3)「ＣＢＤＣに関する検討会」の設置

ＣＢＤＣについては、現時点で導入・発行する計画はないが、発行した場合を前提とした制度設計の議論が、具体的な検討フェーズへと移行しつつある。

ＣＢＤＣの導入は、日本の資金決済インフラを高度化させる転換点となり得る一方、資金決済事業者にとっては、ビジネスモデルやサービス設計の前提に影響し得る論点を含むものであり、協会としては、会員と連携し、制度設計の方向性が具体化する過程で、必要な論点を早期に把握・整理し、官民の建設的な対話に資する意見形成を行うことが重要と考えている。

このため、５月２０日に、外部有識者を講師に招き、会員に対し「デジタル円（ＣＢＤＣ）に関する勉強会　～資金決済サービスへの影響～」を開催した（８０社３１１名参加）。

その上で、会員と連携して継続的に協会全体としての検討を行うため、６月１日に全会員に参加を募集のうえ、参加申込の会員に検討会の運営にかかるアンケートを実施し、これを踏まえて、同月、協会事務局に「ＣＢＤＣに関する検討会」（メンバーは、会員１８社及び当協会法律顧問）を設置した。今後、機会を逸することなく関係省庁等との意見交換や要望等を行っていく。

12. 耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への対応

耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行に向けた対応については、官民ともに重大な課題の一つである。金融庁では、６年１１月に「預金取扱金融機関の耐量子計算機暗号への対応に関する検討会」報告書が取りまとめられるとともに、政府においては、７年１１月に「政府機関等における耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行について（中間とりまとめ）」が公表されている。

また、昨年開催の金融庁と資金移動業者（１１月）及び前払式支払手段発行者（１２月）と

の意見交換会では、金融庁から「金融ＩＳＡＣにおいて「日本の金融機関のためのＰＱＣ移行ガイド」が作成され、その中にＰＱＣ移行の全体像が示されている。ＰＱＣへの移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各金融機関において、金融ＩＳＡＣのガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進める」ことが求められている。

このため、協会としては、金融ＩＳＡＣから「日本の金融機関のためのＰＱＣ移行ガイド」を提供いただき、７年１１月２６日に会員（第一種会員）に共有するとともに（再掲）、８年６月５日、金融庁及び金融ＩＳＡＣから講師を招いて「耐量子計算機暗号（ＰＱＣ）への移行に向けた対応について」の勉強会を開催した（４０社１４８名参加）。

また、金融ＩＳＡＣから「日本の金融機関のためのＰＱＣ移行ガイド」の「８年５月改訂版」を提供いただき、８年６月８日に会員（同）に共有した。

引き続き、協会としては、会員のＰＱＣへの移行に向けて継続的に必要な支援を行う。

13. ＡＩ脅威に対するサイバーセキュリティ対策強化への対応

ＡＩ技術が急速に進展する中、サイバー攻撃にＡＩが活用されることで、攻撃のスピード・規模が劇的に加速・拡大する等、サイバーセキュリティを巡る脅威が高まっている。

８年５月１８日、ＮＣＯから「ＡＩ性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について（重要インフラ事業者等に関する注意喚起）」があり、会員サイトに掲載するとともに、会員にメールで周知した。

また、金融庁は、８年４月２４日、「ＡＩ脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催し、その議論を踏まえ、実務者レベルの作業部会（第１回）を開催するとともに、５月２６日、金融庁・日本銀行から「フロンティアＡＩによる脅威変化を踏まえた金融機関等の短期的な対応」に係る要請がされたことから、会員サイトに掲載するとととともに、会員にメールで周知した。

今後は、金融庁等の対応を踏まえ、協会としては、会員が必要な対策を不断かつ機動的に見直し、適切に講じていくための支援等を行っていく。

14. キャッシュレス推進協議会への対応

政府・関連団体等のキャッシュレス関連施策の紹介や、協議会内での情報共有の場として、会員・オブザーバーを対象とした勉強会である「キャッシュレス情報ＨＵＢ」が、７年度は、①ＣＢＤＣに関する検討状況（７月 15 日財務省）、②キャッシュレス関連犯罪の状況等について（7 月１８日警察庁）、③完全キャッシュレスバスの実証運行結果について（８月５日国土交通省）、④「決済・ポイント実態調査」について（８月８日野村総合研究所）、⑤調査「決済動向 2025」について（９月２６日㈱インフキュリオン）、⑥請求書カード払い（BIPS）ガイドライン公表及び団体設立に向けて（１０月１４日事務局）、⑦マイナンバーカードの利活用（１１月１９日デジタル庁）、⑧万博における全面的キャッシュレス決済運用の効果検証について（8 年２月３日 2025 年日本国際博覧会協会）、⑨キャッシュレスの現状と政策展望（３月６日経済産業省）がオンライン形式で開催され、毎回、協会事務局職員が聴講した。

15. 家計の見える化検討会議への対応

金融経済教育推進機構（Ｊ－ＦＬＥＣ）は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（７年６月１３日閣議決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（７年６月１３日閣議決定）に従い、国民のファイナンシャル・ウエルビーイングを実現する上で重要である「家計の見える化」とは何か、その達成のための課題を検討する「家計の見える化検討会議」を設置した。当協会は、オフザーバー就任の依頼を受け参加することとなった。８年２月２５日に第１回会議、４月１９日に第２回会議、６月４日に第３回会議が開催され、国民がファイナンシャル・ウエルビーイングを実現する上で、あるべき「家計の見える化」について議論されている。

16. 消費者被害の発生又は拡大防止に資する情報提供

消費者庁から金融庁に対し、消費者安全法第３８条第２項の規定に基づき、７年７月、簡単な副業をうたい高額なサポートプランを契約させる事業者が生じさせていた消費者事故等について、また、７年８月、ウェブサイト上では低額な料金を表示しているが、実際には高額な料金を請求する水回りトラブル対応業者が生じさせていた消費者事故等について、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者に注意を喚起した旨の情報提供があったことを受けて、金融庁から、今後、類似の消費者被害が生じることがないよう、会員への周知徹底の依頼があったことから、会員に対しその旨周知を行った。

17. 外国の金融規制上の問題に関する要望事項

７年８月、金融庁から、同庁の経済連携協定交渉等の国際業務における今後の方針検討の参考とするため、資金決済業者を含む金融業界に対し、各国において本邦金融機関等が直面している金融規制に関する問題についての意見・要望について、協会を通じ会員に対し調査依頼があったことを受け、会員に対し金融庁が作成した「諸外国の金融規制に係る要望事項（新規・既存要望、取下げ要望）に関する調査表」を送付し、要望等がある場合には、調査表に記載し協会宛に提出するよう依頼した。他国に対するものではないが、日本政府への要望が 1 件あった。

18. 関係省庁からの要請や提供された情報の会員への周知

金融庁や財務省等関係省庁から周知依頼の要請があった「外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について」、「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出及び資産凍結等経済制裁対象者に対する資産凍結等の措置の実施について」、「国際テロリストの指定の有効期間の延長について」、「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた適切な価格転嫁等に関する中小受託事業者に対する配慮について」、「価格転嫁・取引適正化対策に関する今後の取組について（要請）」、「外為法に基づく手続のオンライン対応に

ついて」等について会員に対し周知を行った。

Ⅳ　会員の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査

７年度の会員（第一種会員）の法令及び自主規制規則等の遵守状況に係る調査については、７年７月１日に「令和７年度会員調査計画について」を協会ホームページの会員サイトに掲載し、前払式支払手段発行者６社程度及び資金移動業者２社程度合計８社程度を計画した。

会員調査に当たっては、会員との間で日程及び調査方法等について十分な協議・調整を行った上で、７年度において、前払式支払手段発行者５社及び資金移動業者１社の計６社に対し会員調査を実施した。

なお、予定していた前払式支払手段発行者１社及び資金移動業者１社は、会員の都合により８年度上期に実施することとした。

Ⅴ　資金決済業に関連する相談、苦情及び紛争への対応

１．資金移動業に関連する苦情及び紛争解決措置に係る対応

会員（資金移動業者）の金融ＡＤＲ措置のうち、資金移動業関連苦情については、協会における苦情解決処理、資金移動業関連紛争については、平成２２年９月１５日付で協会と東京三弁護士会（以下「弁護士会」という。）との間で締結した会員の紛争解決措置として「弁護士会のあっせん・仲裁センターを利用する旨の協定」により同センターを利用し公正かつ迅速に解決することとしている。なお、７年度は紛争解決措置としての「あっせん・仲裁センター」に対する申立が５件あった。

２．お客様相談室

平成２２年９月３０日に「お客様相談室」を設置した。お客様相談室専用電話回線を設け協会ホームページに利用案内を掲載するとともに、金融ＡＤＲ措置について、協会における苦情解決処理及び弁護士会の紛争解決措置を利用する会員（資金移動業者）について、協定を締結するとともに利用者への周知に資するため、協会ホームページの利用案内に同会員の「お客様相談窓口（事業者名、電話番号、メール等)」を掲載している（８年６月３０日現在の掲載先数６４社　協定締結先数７１社)。なお、７年度のお客様相談室扱いは５３１件、うち苦情は２４２件となっている。

３．資金決済業に関連する照会・相談、苦情等への対応及びその集約整理、会員への還元

７年度の相談・苦情・紛争の受付状況は以下のとおりであり、相談、苦情等に対し適切に対応した。また、平成２４年６月に構築した相談・苦情分析システムにより、相談・苦情の内容等について分析・取りまとめを行い、６年度の分析結果は７年８月に、令和７年度上期の分析結果は８年１月に会員に対しフィードバックした。

区分	受　付　件　数				うちお客様相談室扱い		
		前払式支払手段	資金移動	その他	前払式支払手段	資金移動	その他
相談	1,359	876	283	200	122	40	127
苦情	310	64	246	―	51	191	―
紛争	5	―	5	―	―	―	―
計	1,674	940	534	200	173	231	127

4．金融トラブル連絡調整協議会

8年2月に「第69回金融トラブル連絡調整協議会」が開催され、7年度上期の各指定紛争解決機関の業務実施状況、利用者にとって納得感のある手続実施に向けた指定紛争解決機関の取組について、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。8年6月に「第70回金融トラブル連絡調整協議会」が開催され、令和7年度の各指定紛争解決機関の業務実施状況、ＡＩ・ＳＮＳ等の普及による金融ＡＤＲへの影響について、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況等について報告が行われ、その後意見交換等が行われた。

（注）　金融トラブル連絡調整協議会(事務局：金融庁)は、金融審議会答申等を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争解決制度の改善につなげることを目的として設置され、平成12年9月から消費者行政機関、消費者団体、各種自主規制機関・業界団体、弁護士会等の参加により開催されている。

Ⅵ　前払式支払手段に係る情報提供事項の周知

1．資金決済法第13条第2項の規定に基づき、協会は、会員が発行する前払式支払手段の苦情相談窓口等の情報提供事項について会員の委託を受け協会ホームページにおいて代替周知を行っている。7年度も、会員からの委託に基づき、発行者に代わり協会ホームページで利用者への周知を行った。

周知受託会員　91社　287前払式支払手段（8年6月30日現在）

2．前払式支払手段発行者は、3年5月に施行された改正資金決済法第13条第3項及び前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2第1項において、前払式支払手段に係る利用者資金の保全に関する事項及び不正取引（無権限取引）が行われたことにより発生した損失の補償方針について、利用者へ情報提供することが義務づけられた。協会は、同内閣府令第23条の2第3項の規定に基づき会員の委託を受けて、当該情報提供事項について協会ホームページで代替周知を行っている。7年度も会員からの委託を受けて、上記情報提供事項について、協会ホームページで利用者への周知を行った。

利用者保護措置に係る周知受託会員　　85社（8年6月30日現在）

Ⅶ　資金決済業に関する調査・研究

１．第２７回発行事業実態調査統計

第三者型発行者及び自家型発行者２，０３１者を対象に６年度の前払式支払手段の発行状況等の実態について調査を実施し、「第２７回発行事業実態調査統計（令和６年度版）」として取りまとめて、１１月２５日に協会ホームページに掲載・公表した。

同調査統計においては、５年の資金決済法改正で規制が追加された電子移転可能型前払式支払手段の発行状況や、犯罪対策閣僚会議において決定した「国民を詐欺から守るための総合対策」を受けた詐欺被害防止のための広報・啓発活動への取組について等、時機に見合った調査項目を追加し、この調査結果についても取りまとめた。

（注）令和７年度事業計画書で予定していた「第９回前払式支払手段の利用実態調査」は、足元、優先度が高い金融犯罪防止の広報・啓発活動等に振り替えることとし、当該調査は取り止めた。

Ⅷ　資金決済業に関する広報・啓発活動

１．協会ホームページの更新について（６年度からの継続案件）

協会ホームページは、平成２４年７月に現在の形に再構築して以来、１３年半にわたって協会の情報発信ツールとしての役目を果たしてきた。

その間、前払式支払手段、資金移動業ともに、資金決済業界は大きな成長を遂げており、認定資金決済事業者協会としての協会が発信する情報への注目度はますます高まっており、また他方では、サイバーセキュリティ対策の重要性も日に日に増しているところである。

これらを踏まえ、６年度事業計画書において、協会の情報発信ツールとしてのホームページの機能をより一層高め、利用者にとって見やすく、使いやすいものとするとともに、よりセキュリティ対策を強化したホームページにリニューアルすることとした。

当初、７年１２月に新しく更新したホームページの公開を予定していたが、契約手続き、トップページや詐欺等防止啓発ページ等のデザイン等の確定及び移行作業がそれぞれ当初見積もりより時間を要した。

このため、７年１２月の１月間、派遣会社より移行作業のため人員１名を補充し体制を強化して移行作業を進めるとともに、金融犯罪に対する消費者向け啓発ページは「金融犯罪対策のための幹事会」にも意見を伺いながら作業を進めた。

以上の結果、８年２月２７日（金）１８時から移行作業を行い、新ホームページに切り替えた。

（ホームページリニューアルによる主な変更点）

- デザインを一新し、画面を広く使って、シンプルで直感的に操作できるようなデザインへ変更
- スマートフォン版の表示に対応

・金融犯罪に対する消費者向け啓発ページを拡充
・情報提供事項の代替周知に係る周知システムの再構築
・ホームページの制作を協会事務局職員自らで行うことが可能

２．金融庁・財務局と連携した資金決済法等に関する共催説明会の開催及び協会事業活動の広報

６年度から、５巡目となる共催説明会を関東、近畿、東海及び福岡の財務（支）局等と開催したところであり、７年度も金融庁の協力の下、財務局等との協議・調整を行った上で、共催説明会を開催した。

７年度は、下記のとおり、いずれも協会職員が財務局に出向いて対面とオンライン併用で開催した。財務局からは前払式支払手段の概要や各種手続き、検査指摘事項の動向等について説明、協会からは発行事業実態調査及び利用実態調査の概要、協会の事業活動等について説明を行った。併せて、協会と財務局の担当者との意見交換を実施した。

（開催状況）
・８年２月１０日、中国財務局（５１社６９名参加）
・８年３月３０日、北陸財務局（３６社５１名参加）
・８年４月　８日、九州財務局（４５社５５名参加）
・８年５月１５日、沖縄総合事務局（１６社３５名参加）

３．消費者団体等への研修会等への講師派遣

(1)　７年７月１６日、群馬県の消費者行政担当職員及び消費生活相談員向けの「令和７年度第２回消費生活相談技術向上研修会」に協会職員を講師として派遣し、「資金決済に関する法律～前払式支払手段と資金移動業に係る規制の概要とよくあるトラブル事例～」と題して、資金決済法や前払式支払手段・資金移動業の概要、利用者の方から協会へ寄せられる相談事例、決済サービスを悪用した詐欺等のトラブル事例についてオンラインで説明し、その後質疑応答が行われた（群馬県の消費者行政担当職員及び消費生活相談員２５名が参加)。

(2)　７年７月３０日、北海道消費者協会が主催する「令和７年度消費生活リーダー養成講座（第６２期)」に協会職員を講師として派遣し、「資金決済に関する法律～前払式支払手段と資金移動業に係る規制の概要とよくあるトラブル事例～」と題して、資金決済法や前払式支払手段・資金移動業の概要、利用者の方から協会へ寄せられる相談事例、決済サービスを悪用した詐欺等のトラブル事例についてオンラインで説明した（一般消費者等９名参加)。

４．前払式支払手段に係る払戻し等に関する情報及び資金移動業の廃止等に関する情報の利用者への周知・広報

前払式支払手段の払戻し及び還付又は資金移動業の廃止等に関する情報を利用者へ周知する

ため、協会ホームページのトップページ「前払式支払手段についてのお知らせ」又は「資金移動業についてのお知らせ」において、会員発行者の払戻しに関する情報及び会員以外の払戻しに関する情報並びに還付に関する情報、資金移動業の廃止に関する情報を掲載した。（７年度の掲載件数、前払式支払手段の払戻し：会員３１件　会員以外の発行者１７４件　合計２０５件、前払式支払手段の還付：会員以外１１件、資金移動業の廃止：会員５件）

５．協会ホームページの会員紹介コーナーへの追加掲載

会員からの要望を受けて、協会ホームページの消費者向けコーナーに「会員の発行する前式支払手段」及び「会員が行う資金移動サービス」を掲載し、事業者向けコーナーに「前払式支払手段の製造等に関わる協会会員一覧」、「発行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」及び「履行保証金の保全契約、信託契約について相談できる協会会員一覧」を掲載し、消費者・事業者向けに会員に関する情報を提供しているところである。７年９月、会員に対し会員紹介コーナーの追加・変更等の要望について募集を行い、要望があった事項に係る会員に関する情報について同コーナーに掲載した。（７年度の新規・変更・削除は１７社２２件、掲載会員数合計１０４社）

６．「協会ニュース」の発行

(1) Vol.４５（通巻８８号・７年８月）

財務局との共催説明会（東海財務局、福岡財務支局）、理事会（第１７２回、第１７３回）、総務委員会（第６１回、第６２回）、政策委員会（第４３回、第４４回）、セミナー（第７１回、第７２回）、資金移動業の実務担当者向け研修会、前払式支払手段の実務担当者向け研修会、改訂 CRS に係る説明会、マネロンに関する実務勉強会、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する基本規程（参考例）を改訂・説明会、金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組についての説明会、オンラインカジノに関する注意喚起を協会ホームページに掲載、会員の資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関する取りまとめ結果を公表、在留外国人の国外送金に関する実態調査結果報告書を公表　ほか

(2) Vol.４６（通巻８９号・７年１２月）

第３１回定時社員総会、懇談会、理事会（第１７４回、１７５回）、総務委員会（第６３回）、政策委員会（第４５回）、資金決済法に関するフォローアップ委員会（第２５回～第３０回）、前払式支払手段の実務担当者向け研修会、内部監査高度化懇談会報告書の説明会、金融犯罪対策のための幹事会（第１回、第２回、第３回）、経営陣向けマネロン説明会、群馬県消費生活課及び北海道消費者協会での消費生活相談員等向け研修会への講師派遣、会員の資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関する取りまとめ結果を公表、協会と前専務理事の歩み、相談・苦情等の受付状況　ほか

(3) Vol.４７（通巻９０号・８年４月）

８年賀詞交歓会、理事会（第１７６回）、総務委員会（第６４回）、資金決済法に関するフ

ォローアップ委員会（第３１回～第３４回)、金融犯罪対策のための幹事会（第４回～第７回)、金融犯罪対策に関する意見交換会（第１回～第４回)、セミナー（第７３回)、ＦＡＴＦ勧告１６改訂説明会、クロスボーダー収納代行規制に係る説明会、既存資金移動業者に対するクロスボーダー収納代行規制の適用(経過措置)にかかる説明会、金融庁との意見交換会、財務局との共催説明会、第27回発行事業実態調査統計を公表、協会ホームページをリニューアル　ほか

７.「決済協速報」の配信

資金決済業に関係する金融審議会等の諸会議に関する情報、資金決済業に関係する政府令・ガイドライン改正に係るパブリックコメントに伴う会員への意見募集の実施、パブリックコメントの結果等に関する情報提供、金融庁等関係省庁からの各種要請・注意喚起等に関する情報提供のほか、基準日報告書・未達債務の額等に関する報告など行政への届出・報告に関する情報提供、協会事業のお知らせなどを中心に、決済協速報に記載し、７年度は７１回（VOL.1142～1212）発行し、会員サイトに掲載のうえメール配信した。

Ⅸ　セミナー・研修等の実施

１．セミナーの実施

(1)　第７３回セミナー（７年１１月６日）（オンライン開催）

「マイナンバーカードの利活用に向けて」

（主な講演内容）

・ マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）

・ マイナンバーカードの「安全・便利なオンライン取引」構想を進めるために（公的個人認証サービス、犯罪収益移転防止法等における非対面の本人確認手法の原則 JPKI 一本化民間事業者活用事例、最新の利用者情報（基本４情報）提供サービス、マイナポータル API、 IC チップ内の空き領域の利用、マイナンバーカード対面確認アプリ）

講師：デジタル庁 国民向けサービスグループ　参事官補佐

参加者　８４社　２９４名

(2) 第７４回セミナー（８年３月１３日）（オンライン開催）

「オンラインカジノに係る賭博事犯防止のための対応」

（主な講演内容）

講師：警察庁生活安全局保安課　風俗環境対策室長

・昨今、社会問題となっているオンラインカジノの現状について

講師：金融庁 総合政策局リスク分析総括課　金融犯罪対策室長

・オンラインカジノ対策について資金決済業界に求める取り組みについて

※ なお、セミナー終了後、講師と金融犯罪対策のための幹事会メンバー等による懇談会を開催し、議事要旨を協会ＨＰ会員サイトへ掲載し会員へ還元。

参加者　７８社　２８３名

(3) 第７５回セミナー（８年６月１９日）（オンライン開催）

「令和７年改正資金決済法について」

（主な講演内容）

講師：金融庁　企画市場局 総務課 信用制度参事官室 担当課長補佐等

総合政策局 リスク分析総括課 資金決済モニタリング室 担当課長補佐等

・国境を跨いで行う収納代行（クロスボーダー収納代行）に対する規制の適用

①為替取引規制の適用を除外する類型

②実務への影響（経過措置等）

・新たな資産保全方法

①銀行等の保証機関による直接返還及び信託会社等による直接返還の概要

・ 第一種資金移動業の滞留規制の緩和

①滞留規制の概要と事務ガイドラインで求める具体的事項

参加者　９０社　３４３名

２．説明会・勉強会の実施

説明会･勉強会の実施状況は、次のとおり(再掲を含む)。

① 7年8月8日「内部監査高度化懇談会報告書の説明会」
講師:金融庁 ＜参加者96社258名＞

② 7年10月6日「経営陣向けマネロン説明会(マネー･ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題)」
講師:金融庁 ＜参加者77社137名＞

③ 7年11月19日「Payment Transparency に関する FATF 勧告16改訂の説明会」
講師:金融庁 ＜参加者103社280名＞

④ 7年11月25日「クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会」
講師:顧問法律事務所 ＜参加者89社284名＞

⑤ 8年2月5日「既存資金移動業者に対するクロスボーダー収納代行規制の適用(経過措置)にかかる説明会」
講師:顧問法律事務所 ＜参加者47社153名＞

⑥ 8年3月19日「クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会」
講師:顧問法律事務所 ＜参加者72社274名＞

⑦ 8年4月21日 全銀ネット「資金決済システムの将来像に関するスタディグループにおける検討結果」説明会
講師:全銀ネット ＜参加者67社230名＞

⑧ 8年5月20日「デジタル円(CBDC)に関する勉強会～基本的制度設計と資金決済サービスへの影響～」
講師:金川国際法律事務所 ＜参加者80社311名＞

⑨ 8年6月5日「耐量子計算機暗号(PQC)への移行に向けた対応についての勉強会」

・「耐量子計算機暗号(PQC)移行に向けた課題と留意事項」講師:」金融庁
・「金融機関のPQC移行について」講師:金融ISAC
＜参加者40社148名＞

３．前払式支払手段発行者の実務担当者向け研修会の開催

会員である前払式支払手段発行者の実務担当者を対象に、７年１０月（２日間)、８年４月（２日間）にオンラインによる研修会を開催し、前払式支払手段の概要、登録・届出等の諸手続、情報提供、払戻し及び発行保証金の供託等について詳しく説明し、質疑応答・意見交換を行った。

⑴ 第３５回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（７年１０月２１日、２２日）
テーマ：
（２１日）資金決済法「前払式支払手段」の概要（各用語の定義、適用除外等の基本事項等)、登録・届出の諸手続き等（変更届出書や定期報告等）
（２２日）発行の実務（情報提供事項、利用者保護措置、払戻し、供託等の発行業務上の主要な義務）
参加者　６９社、延べ５１２名（１０月２１日　６８社　２５８名、２２日　６５社２５４名）

⑵ 第３６回「前払式支払手段実務担当者向け研修会」（８年４月２３日、２４日）
テーマ：
（２３日）１．資金決済法「前払式支払手段」の基本事項等
定義、適用除外、発行形態等の基本事項、近年の動向、協会から提供する資料等
２．登録・届出の諸手続き等
自家型の届出義務、第三者型の登録、変更届出書、定期報告、その他提出頻度の高い報告等
（２４日）１．発行の実務
払戻し、帳簿、供託（供託及び届出、供託の取戻し及び届出等）
２．発行の実務
情報提供、利用者保護措置、委託先指導、加盟店管理、電子移転可能型前払式支払手段、寄附に使用できる前払式支払手段
参加者　６５社、延べ６５０名（４月２３日　６３社　３２２名、２４日　６１社　３２８名）

４．資金移動業者の実務担当者向け研修会の開催

会員である資金移動業者の実務担当者を対象に、８年５月にオンラインによる研修会を開催し、資金移動業の概要、登録申請等の諸手続、履行保証金の供託等・取戻し、利用者保護措置等について詳しく説明し、質疑応答・意見交換を行った。

⑴ 第１１回「資金移動業実務担当者向け研修会」（８年５月１２日）

テーマ：資金決済法「資金移動業」の概要等（基本事項等)、登録・届出の諸手続き等（諸報告、雑則、登録申請書記載例)、資金決済法以外の法令の遵守、資金移動業に係るトピックス

参加者　６３社、３００名

５．実務上の課題の解決等に向けた会員等による勉強会等の開催による資金決済業界全体のリスク管理等に係る態勢整備の底上げ・高度化

令和７年度事業計画書「Ⅷ　セミナー・研修等の実施」の「３．実務上の課題の解決等に向けた会員等による勉強会等の開催による資金決済業界全体のリスク管理等に係る態勢整備の底上げ・高度化」に基づき、業界全体の金融犯罪対策に係る態勢整備の底上げ・高度化を図るため、協会事務局に「金融犯罪対策のための幹事会」（７年８月）及び「金融犯罪対策に関する意見交換会」（７年１１月）を設置し、具体的な取組を行なった。

(1)「金融犯罪対策のための幹事会」

① 目的

業界全体の金融犯罪対策に係る態勢整備の底上げ・高度化を図るとともに、資金決済サービスの利用者への広報・啓発活動等を一層向上・強化するため、協会と会員が連携し、必要な取組を行うこととし、当該取組にあたり、会員の意見や提言等を継続的かつ的確に反映させるため、協会事務局に「金融犯罪対策のための幹事会」（以下「幹事会」という。）を設ける。

② 検討事項

幹事会は、金融犯罪対策のための取組に関して、下記事項についての企画・運営・支援を行う。

・「金融犯罪対策に関する意見交換会」に関する事項
・金融犯罪対策にかかる資金決済サービスの利用者への広報・啓発活動や注意喚起に関する事項
・協会及び資金決済業者に対する金融庁等からの金融犯罪対策にかかる要請等に関する事項
・会員間における金融犯罪対策に資する情報共有等の枠組みを構築するための調査・研究

③ 運営

月１回（第三木曜日）に開催。庶務及び進行役は、協会事務局。

④ メンバー会員(６社)

au ペイメント、NTT ドコモ、ファミマデジタルワン、PayPay、メルペイ、楽天 Edy

⑤ 開催状況

第１回：7 年 8 月 21 日、第２回：9 月 18 日、第３回：10 月 16 日、
第４回：11 月 20 日、第５回：12 月 18 日、第６回：8 年 1 月 22 日、
第７回：2 月 19 日、第８回：3 月 18 日、第９回：4 月 16 日、第 10 回：5 月 14 日
第 11 回：6 月 18 日

(2)「金融犯罪対策に関する意見交換会」

① 目的

イ）資金決済業界で発生している不正・詐欺事案の第一種会員間での共有、対策検討・研究を行うとともに、その成果を第一種会員への情報共有及び利用者への広報・啓発活動や注意喚起に活かすことにより、業界全体の金融犯罪対策の底上げ・高度化を図ること。

ロ）会員における犯罪収益移転防止法に基づく AML/CFT 活動の品質向上を図るため、意見交換、対応検討を行うこと。

② 運営

月１回（第三金曜日）に開催。

庶務は、協会事務局、進行役は、メンバー持ち回り。

③ メンバー会員（21 社） ※10 月 1 日、全ての第一種会員に参加を募集。

Airwallex Japan、au ペイメント、N&P JAPAN、NTT ドコモ、Kyash、Queen Bee Capital、Kort Valuta、ジャパンレミットファイナンス、セブン・カードサービス、TOMOWEL Payment Service、西日本旅客鉄道、ファミマデジタルワン、フォレックスジャパン、ブラステル、PayPay、三井住友カード、メルペイ、楽天 Edy、楽天カード、リクルート MUFG ビジネス、REVOLUT TECHNOLOGIES JAPAN

④ 開催状況

第１回：7 年 11 月 21 日、第２回：12 月 19 日、第３回：８年１月 23 日、
第４回：2 月 20 日、第５回：3 月 19 日、第６回：4 月 17 日、第７回：5 月 15 日、
第８回：6 月 19 日

⑤ 会員間の情報共有

会員サイトを通じて意見交換会の参加会員以外の第一種会員に不正事案の情報共有（４件） を行った。

X 組織運営の円滑化等

１．社員総会の開催

(1) 第３１回定時社員総会（７年９月９日）

① 令和６年度事業報告の報告の件
② 令和６年度計算書類の承認の件
③ 令和７年度事業計画書及び令和７年度収支予算書の報告の件
④ 理事８名選任の件
⑤ 監事１名選任の件
⑥ 役員の辞任に伴う退職手当支給の承認の件

２．理事会の開催

(1) 第１７４回（７年８月５日）

① 新規入会会員の承認の件
② 総務委員会の委員選任の件
③ 令和６年度事業報告等の承認の件
④ 令和６年度計算書類等の承認の件
⑤ 第３１回定時社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定の件
⑥ 第３１回定時社員総会のライブ配信の実施の件
⑦ 相談・苦情等の受付状況について
⑧ 会員の異動状況について

(2) 第１７５回（７年９月９日）
① 専務理事及び業務執行理事の選定の件
② 新規入会会員の承認の件
③ 総務委員会及び政策委員会の委員選任の件
④ 役員の辞任に伴う退職手当支給の承認の件
⑤ 会員の異動状況について

(3) 第１７６回（８年１月７日）
① 新規入会会員の承認の件
② 政策委員会の委員選任の件
③ 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
④ 相談・苦情等の受付状況について
⑤ 会員の異動状況について

(4) 第１７７回（８年３月２７日）
① 新規入会会員の承認の件
② 総務委員会、政策委員会及び自主規制委員会の委員選任の件
③ 審査委員会の委員選任の件
④ 審査委員会の委員長選任の件
⑤ 自主規制規則及び協会ガイドラインの一部改正の件
⑥ 会員の異動状況について
⑦ その他

(5) 第１７８回（８年６月２４日）
① 令和８年度事業計画書（案）及び令和８年度収支予算書（案）の承認の件
② 総務委員会、政策委員会、自主規制委員会の委員選任の件
③ 顧問の選任の件
④ 会長及び業務執行理事の職務執行状況報告について
⑤ 会員の資金移動業者が提供する資金移動サービスに関する不正取引の発生状況等に関す

る取りまとめ結果について
⑥　会員の異動状況について
⑦　その他

３．総務委員会の開催
(1) 第６３回（７年７月２３日）
①　令和６年度事業報告（案）及び令和６年度計算書類（案）について
②　令和７年度事業計画及び令和７年度収支予算書の一部修正について
③　令和６年度の相談・苦情等の受付状況について
④　会員の異動状況について
⑤　その他

(2) 第６４回（７年１２月１６日）
①　委員長の選定について
②　令和７年度（１１月３０日まで）事業進捗状況について
③　令和７年度（１１月２１日まで）の相談・苦情等の受付状況について
④　会員の異動状況について
⑤　その他

(3) 第６５回（８年３月５日）
①　令和７年度（２月２６日まで）事業進捗状況について
②　令和８年度事業計画書（たたき台）について
③　令和７年度（２月２０日まで）の相談・苦情等の受付状況について
④　協会ホームページのリニューアルについて
⑤　会員の異動状況について
⑥　その他

(4) 第６６回（８年６月１２日）
①　令和７年度（５月３１日まで）事業進捗状況について
②　令和８年度事業計画書（案）及び収支予算書（案）について
③　令和７年度（５月３１日まで）の相談・苦情等の受付状況について
④　会員の異動状況について
⑤　その他

４．政策委員会の開催
(1) 第４５回（７年７月３０日）
①「前払式支払手段の寄附への利用にかかる前払式支払手段に関する内閣府令等の改正（案)」に関する御意見の募集（パブリックコメント）について

② 令和７年度事業計画の一部修正について
③ その他

(2) 第４６回（８年６月１日）
① 令和７年度事業進捗状況【政策委員会関連】について
② 令和８年度事業計画書（案）【政策委員会関連】について
③ 資金移動サービスにおける不正取引の発生状況等の取りまとめ結果（案）について
④ その他

５．資金決済法に関するフォローアップ委員会の開催

７年１月の金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告及びこれを踏まえた「資金決済に関する法律の一部を改正する法律」（６月６日成立）を受け、金融庁では、施行に向けて政府令や事務ガイドラインの改正の作業が行われた。

協会としても「資金決済法に関するフォローアップ委員会」を開催し、金融庁に対し、適時の情報提供を求めるとともに、確認事項の提出など意見交換を行いながら施行に向けた検討を行った。また、会員に対しては、適時の情報共有を行うとともに、法律顧問と連携して、クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会を開催した。

(1) 第２５回(７年７月３日)
① フォローアップ委員会設置について
② 前払式支払手段の寄附への利用について
・前払式支払手段の寄附への利用に関するアンケート結果報告
・金融庁の措置の方向性について（内閣府令及び事務ガイドライン）
・パブリックコメントへの対応について
③ 今後の委員会の進め方等について

【前払式支払手段の寄附への利用にかかる金融庁との意見交換（７年７月１５日)】

前払式支払手段の寄附への利用にかかる質問・確認事項等について、フォローアップ委員会の委員を対象に、金融庁との意見交換を行った。

【ブランドプリカによる寄附への利用に関する対応検討会】

前払式支払手段の寄附への利用に係る態勢整備におけるブランドプリカの対応について検討会を設置し、検討（３回)、会員であるブランドプリペイドカードを発行する前払式支払手段発行者及び資金移動業者への意見募集、日本クレジット協会との意見交換を行っている。

メンバー：au ペイメント、NTT ドコモ、SB ペイメントサービス、PayPay、
三井住友カード、メルペイ、（第２回から）Kyash、三菱 UFJ ニコス

⑵ 第２６回（７年７月１７日）

① 前払式支払手段の寄附への利用についての府令・事務ガイドライン改正案について

・パブリックコメントについて

・金融庁との意見交換（7 月１５日 5）について

・パブリックコメントへの対応について

② 国境を跨ぐ収納代行（クロスボーダー収納代行）への規制の適用について

⑶ 第２７回（７年８月４日）

① クロスボーダー収納代行について

・金融庁から府令改正について現状のご説明及び意見交換

・論点整理

② 前払式支払手段の寄附への利用について

・パブリックコメントへの対応について（ご報告）

⑷ 第２８回（７年８月１９日）

① クロスボーダー収納代行について

・第２７回フォローアップ委員会での金融庁からの説明について

・金融庁への確認事項について

⑸ 第２９回（７年９月２５日）

① クロスボーダー収納代行について

・金融庁から内閣府令改正（案）のご説明及び意見交換

⑹ 第３０回（７年１０月１５日）

① 「資金移動業者の破綻時等における利用者資金の返還方法の多様化（保証機関や信託会社等による利用者資金の直接返還）」、「第一種資金移動業の滞留規制の緩和」に係る政府令改正（案）について

・金融庁から「新旧対照条文（案）」のご説明及び意見交換

⑺ 第３１回（７年１１月１２日）

① クロスボーダー収納代行について

・金融庁から内閣府令（案）（クロスボーダー収納代行）に係る質問等への回答と意見交換

⑻ 第３２回（７年１１月１８日）

① 一種業滞留規制・返還方法の多様化について

・金融庁から「一種業滞留規制・返還方法の多様化」の「政府令（案）」に係る質問等へのご回答と意見交換

・金融庁から「一種業滞留規制・返還方法の多様化」に係る「事務ガイドライン（案)」のご説明と意見交換

② クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会（１１月２５日）の資料（案）の意見交換

(9) 第３３回(７年１１月２０日)

① クロスボーダー収納代行について

・金融庁から「クロスボーダー収納代行」に係る「事務ガイドライン（案)」のご説明と意見交換

② クロスボーダー収納代行規制にかかる金融庁への意見・要望について

③ 「前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の公布及びパブリックコメントの結果等について

④ 前払式支払手段を用いた寄附を受領できる者（適格寄附金受領者）の指定に向けた募集について

【クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会（７年１１月２５日)】

「クロスボーダー収納代行」への資金移動業の規制の適用については、会員の事業への影響が広範囲に及び得ることに鑑み、政府令改正案がパブリックコメントに付されていない段階ではあるが、法律顧問から、これまで金融庁から説明があった内閣府令の改正（案）の内容や意見交換を踏まえて、あくまで現状の説明者の理解として、会員に説明会を開催した。

(10) 第３４回(７年１２月４日)

① クロスボーダー収納代行にかかる規制の適用について

【クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会（８年２月５日)】

既存資金移動業者に対するクロスボーダー収納代行規制の適用（経過措置）についての金融庁の見解について、金融庁と調整の上で「周知文」を作成し、会員（資金移動業者）に共有するとともに、法律顧問から、会員（同）への説明会を開催した。

【クロスボーダー収納代行規制にかかる説明会（８年３月１９日)】

パブリックコメントに付された政府令・事務ガイドラインの改正（案）について、法律顧問から、あらためて会員への説明会を開催した。

【第７５回セミナー（８年６月１９日)】

令和７年改正資金決済法の施行に伴う法令・事務ガイドラインの改正内容や留意すべき事項等をパブリックコメントへの回答を交え、金融庁の担当官から会員への説明会を開催した。

６．懇談会の開催

(1) 定時社員総会後の懇談会

７年９月９日にホテルグランドヒル市ヶ谷において、定時社員総会後の懇談会を開催した。金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、金融庁総合政策局資金決済参事官の挨拶があり、安藤副会長の乾杯の発声の後、懇談が行われた（出席者１２７名)。

なお、福原会長及び金融庁総合政策局資金決済参事官の挨拶は、協会の会員サイトに掲載した。

(2) 賀詞交歓会

８年１月７日にホテルグランドヒル市ヶ谷において、令和８年賀詞交歓会を開催した。金融庁からの来賓をはじめ、関係団体、会員等が出席し、福原会長の挨拶に続き、金融庁総合政策局長から挨拶があり、安藤副会長の乾杯の発声の後、懇談が行われた（出席者１９５名）

なお、福原会長及び金融庁総合政策局長の挨拶は、協会の会員サイトに掲載した。

Ⅺ　協会の組織体制の強化等

協会事務局の組織体制の強化等のため、協会事務局に、会員への調査等の出先から協会のファイルサーバーに接続を可能とするためのモバイルルーターの導入、理事会等や説明会等の議事録・会議録作成支援ソフトの導入、カスタマーハラスメントの電話対応対策としてクラウド型通話情報管理システムの導入及び社員総会のための電子投票システムの脆弱性診断などを行った。

Ⅻ　会員及び役員の状況

１．会員の状況

令和８年６月３０日現在の会員の状況は、第一種会員が２６１社、第二種会員が７２社、合計３３３社である。

２．会員の異動

⑴　入会

当期中に以下のとおり１６社の入会があった。

（内訳）

第一種会員　　７社

	会社名	入会日
1	株式会社ディコミュニケーションズ	令和７年　８月　５日
2	株式会社Ｆｉｎｓｈｏｔ	令和７年　９月　９日
3	株式会社アニメイト	令和７年　９月　９日
4	株式会社モスフードサービス	令和８年　１月　７日
5	株式会社ナンバホームセンター	令和８年　１月　７日
6	株式会社吉野家ホールディングス	令和８年　３月２７日
7	ＴＯＰＰＡＮ株式会社	令和８年　３月２７日

第二種会員　　９社

	会社名	入会日
1	ジェイピーフィナンシャルテクノロジーズ株式会社	令和７年　８月　５日
2	株式会社ＬＸＩＯ	令和７年　９月　９日
3	EZYREMIT WORLDWIDE 株式会社	令和７年　９月　９日
4	株式会社セブン銀行	令和８年　１月　７日
5	ＢＴＣボックス株式会社	令和８年　１月　７日
6	株式会社トラベルウォレットＪＡＰＡＮ	令和８年　１月　７日
7	株式会社Ｏｃｅａｎ	令和８年　３月２７日
8	インタセクト・コミュニケーションズ株式会社	令和８年　３月２７日
9	株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ	令和８年　３月２７日

⑵　退会

当期中に以下のとおり２７社の退会があった。

（内訳）

第一種会員　　１３社

	会社名	退会日
1	株式会社東急百貨店	令和７年　８月　１日
2	株式会社メディロム	令和７年　８月３１日
3	株式会社 I-REMIT JAPAN	令和７年　９月３０日
4	ＰａｙＰａｙカード株式会社	令和７年１０月３１日
5	株式会社 ARIGATOBANK	令和７年１２月３１日
6	株式会社吉野家	令和８年　２月２８日
7	一般財団法人聖マリアンナ会	令和８年　３月３１日
8	ＴＯＰＰＡＮデジタル株式会社	令和８年　３月３１日
9	株式会社日本地域総合診療サポート	令和８年　５月３１日
10	株式会社ｐｒｉｎｇ	令和８年　６月３０日
11	ＧＭＯアダム株式会社	令和８年　６月３０日
12	メトロレミッタンスジャパン株式会社	令和８年　６月３０日
13	株式会社ＮＴＴドコモ	令和８年　６月３０日

第二種会員　　１４社

	会社名	退会日
1	株式会社クールトラスト	令和７年　７月２８日
2	ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社	令和７年　８月３１日
3	住友商事株式会社	令和７年　９月３０日
4	Q-Life Fintech 株式会社	令和７年１１月１０日
5	Glint Pay Services Ltd.	令和７年１１月２５日
6	株式会社 simpleJP	令和８年　１月３０日

7	株式会社オリエントコーポレーション	令和８年　１月３１日
8	株式会社SpaciaNet Japan	令和８年　２月２８日
9	M-DAQJapan株式会社	令和８年　３月３１日
１０	ＴＯＰＰＡＮエッジ株式会社	令和８年　３月３１日
１１	ＢＷシステム株式会社	令和８年　３月３１日
１２	第一生命カードサービス株式会社	令和８年　４月３０日
１３	全国共通商品券推進協議会	令和８年　６月２３日
１４	株式会社Ｊ＆Ｊ　Ｔａｘ　Ｆｒｅｅ	令和８年　６月３０日

⑶　種別変更

①当期中に以下のとおり第二種会員から第一種会員に変更した会員が８社あった。

	会社名	変更日
1	ＴＫ百貨店準備株式会社	令和７年　７月２３日
2	Airwallex Japan株式会社	令和７年　９月　８日
3	株式会社アプリックス	令和８年　１月２０日
4	株式会社ＬＸＩＯ	令和８年　２月２５日
5	株式会社トラベルウォレットＪＡＰＡＮ	令和８年　２月２６日
6	株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ	令和８年　４月２０日
7	カバー株式会社	令和８年　５月２５日
8	株式会社セブン銀行	令和８年　６月１１日

②当期中に以下のとおり第一種会員から第二種会員に変更した会員が２社あった。

	会社名	変更日
1	株式会社オリエントコーポレーション	令和７年　７月３１日
2	カバー株式会社	令和８年　６月２８日

⑷　吸収分割

当期中に以下のとおり第二種会員において吸収分割が行われた会員が１社あった。

	会社名	承継会社	変更日
1	富士通ＪＡＰＡＮ株式会社	富士通株式会社	令和８年　４月　１日

⑸　商号変更

当期中に以下のとおり商号が変更された会員が７社あった。

	新商号	旧商号	変更日
1	ＮＴＴ西日本株式会社	西日本電信電話株式会社	令和７年　７月　１日
2	株式会社ペイメントフォー	株式会社メタップスペイメント	令和７年　７月　１日
3	ＮＴＴ東日本株式会社	東日本電信電話株式会社	令和７年　７月　１日

4	株式会社東急百貨店	ＴＫ百貨店準備株式会社	令和７年　８月　１日
5	Nuvei Payment Services Japan㈱	Paywiser Japan 株式会社	令和７年　８月１６日
6	株式会社ＣｏｃｏＶｉａ	株式会社エコレミットジャパン	令和７年１０月　１日
7	Ｆｕｋｕｇｕ株式会社	CURFEX JAPAN 株式会社	令和８年　１月　１日

⑹ 新規登録

当期中に以下のとおり前払式支払手段発行者で第二種資金移動業の登録をされた会員が１社あった。

	会社名	変更日
1	株式会社ペイメントフォー	令和８年　４月２４日

⑺ 変更登録

当期中に以下のとおり第二種資金移動業者で新たに第一種資金移動業を営むための変更登録をされた会員が２社あった。

	会社名	変更日
1	ＮＴＴスマートトレード株式会会社	令和８年　４月２４日
2	Queen Bee Capital 株式会社	令和８年　６月３０日

⑻ 会員名簿

令和８年６月３０日現在の会員名簿は別添１のとおりである。

３．役員の状況

令和８年６月３０日現在の役員の状況は、理事１６名、監事２名であり、役員名簿は別添２のとおりである。

４．役員の異動

当期中に以下のとおり役員の異動があった。

⑴　辞任

令和８年３月３１日付

理事　松浦　康浩（株式会社三菱ＵＦＪ銀行　シニアフェロー　リテール・デジタルプロダクツ部長）

令和８年６月３０日付

理事　菊池　良則（ａｕペイメント株式会社 代表取締役社長）